

平成 24 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
代表者役職名 代表取締役社長 三 宅 卓
(コード番号：2127 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 植木 孝磨
T E L 03-5220-5454

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 9 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

本件は、株式分割及び単元株制度の採用により、当社普通株式の投資単位の金額を実質的に現在の 2 分の 1 に引き下げるべく、当社普通株式 1 株につき 200 株の割合の株式分割と単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものであります。

これにより当社普通株式の取引をしやすい環境を整えることで、投資家層の拡大及び流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み当社普通株式の売買単位を 100 株とするものであり、また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお当社は、上記目的と同様の趣旨に基づき、本日の取締役会において、当社普通株式の売出しを同時に決議しております。詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）（ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成 24 年 3 月 30 日（金曜日））最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数 | : 66,648 株（平成 24 年 2 月 9 日現在） |
| ②今回の分割により増加する株式数 | : 13,262,952 株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数 | : 13,329,600 株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数 | : 24,000,000 株 |

ご注意：この文書は、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 日程

- (1) 基準日公告日 平成 24 年 3 月 15 日 (木曜日)
- (2) 基準日 平成 24 年 3 月 31 日 (土曜日)
- (3) 効力発生日 平成 24 年 4 月 1 日 (日曜日)
- (4) 新規記録日 平成 24 年 4 月 2 日 (月曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 4 月 1 日 (日曜日)

(参考) 平成 24 年 3 月 28 日 (水曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 4 月 1 日 (日曜日) をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。

③現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

④第 5 条の変更及び第 6 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>1 2 0 , 0 0 0</u> 株とする。 (新設) 第 6 条～第 4 6 条 (略) (新設)	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 4 , 0 0 0 , 0 0 0</u> 株とする。 <u>(単元株式数)</u> 第 6 条 <u>当社の単元株式数は 1 0 0 株とする。</u> 第 7 条～第 4 7 条 (現行どおり) <u>附則</u> 第 1 条 <u>第 5 条の変更および第 6 条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 2 4 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

ご注意：この文書は、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

1. 今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成 24 年 4 月 1 日（日曜日）を効力発生日としておりますので、平成 24 年 3 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上

ご注意：この文書は、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。